

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 12 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2011

課題番号：22700717

研究課題名（和文）不完全雇用社会におけるワーク・ライフ・バランス概念の位置づけ

研究課題名（英文）The Framework of Work-Life-Balance Theory in Unstable Employment Society

研究代表者

鈴木 奈穂美（SUZUKI NAOMI）

専修大学・経済学部・准教授

研究者番号：10386302

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、日本人の賃金労働、家事労働、地域・市民活動、その他の活動とのバランスの実態を検討し、多様なリスクやライフコースに対応したワーク・ライフ・バランス（以下、WLB という）論のフレームワークを構築していくことにあった。研究枠組みは、（1）WLB に関する政策の整理、（2）WLB に関する先行研究の分析、（3）公共性概念をふまえた WLB 論が求められる社会的背景の分析、（4）公共性概念をふまえた WLB 論を構成する下位概念の分析、（5）時間配分にみる地域・市民活動者の WLB の分析によって構成されている。結果、今後の WLB 論では、公共性概念を明確にするため、ディセント・ワーク、エンパワーメント、共助といった概念を含んだ理論を構築していく必要があると共に、さらなる実証分析が不可欠であることが示唆された。

研究成果の概要（英文）：

The purposes of this study are to examine the reality of work-life-balance (WLB) in Japan and to construct a framework for the WLB that corresponds to the various risks and life course. As used herein, the term "work-life-balance" does not mean the work-family-balance but the harmonization of paid-work, domestic work, citizens and community activities and other activities, the framework of the study is divided into five stages. That is, the first is the arrangement of policies on the WLB; the second is an analysis of previous research on the WLB; the third is an analysis of social backgrounds; the fourth is an analysis of subordinate concepts that make up the theory of the WLB corresponding to a variety of risks and life course; and the fifth is a time-allocation analysis of community and social activists that focus on the WLB. As a result, in the theory of the WLB in the future, it is suggested that a theory including the concept of decent work, empowerment and cooperation & support should be constructed and further empirical analysis is essential.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	1,900,000	570,000	2,470,000
2011 年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：ワーク・ライフ・バランス，生活時間，地域・市民活動者，生活の社会化，生活の個人化，ディーセント・ワーク，エンパワーメント，公共性

## 1. 研究開始当初の背景

2000年頃からWLB論は、政府や研究者、人事担当者、労働組合など多方面から注目されており、その研究成果は多数報告されてきた。特に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（以下、WLB憲章という）がまとめられた2007年は活発に議論がなされた。翌2008年、内閣府はWLB元年と位置づけ、内閣府「仕事と生活の調和推進室」がWLBに関するホームページを開設し、各企業が事例の紹介をするなど議論から実践段階に踏み出したところである。

久本憲夫「ワーク・ライフ・バランスに関する論点整理」（『Int' lecowk』2007年3月号（通巻968号），pp7-13）によると、WLB論の多くは、子育て世代の稼働労働と家事・子育て・介護労働の（調和というよりも）両立が中心で、その対象は(1)夫婦単位である、独身者ではない、(2)小さい子供がいる、できれば2人以上、(3)一人親家庭ではない、(4)主たる稼ぎ手は被用者である、自営業ではない、ましてや失業者ではない、(5)夫婦は共稼ぎであり、少なくとも片方は正社員である、(6)夫婦は、ともに広域転勤のない正社員という家族モデルを前提とした議論となっている。このようなモデルを前提としたWLB論では、地域生活を含めたWLB論や、子育て期以外のライフステージを含めた視点が欠落している。

また、「ロストジェネレーション」に代表される不安定就労者や長期失業者の問題が指摘されている中、WLBを一種の権利として追及できる者と、生計を維持するために劣悪な労働環境を強いられWLBという考え方とは程遠い状況にある者と二極化が進んでいる。

低成長の時代となって久しいが、もはや完全雇用を実現することが困難な中、賃金労働だけに価値を見出すのではなく、社会的に有用な労働（家事労働、市民活動・地域活動）も含めた広義の労働を評価していく価値を有する社会の下で、すべての人が対象となるWLB論の枠組みを検討する時期にきている。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本人の賃金労働、家事労働、地域・市民活動、その他の活動とのバランスの実態を検討し、多様なリスクやライフコースに対応したワーク・ライフ・バランス（以下、WLBという）論のフレームワークを構築していくことにあった。研究の枠組みは以下の5点である。

- (1) WLBに関する政策の整理
- (2) WLBに関する先行研究の分析
- (3) 公共性概念をふまえたWLB論が求められる社会的背景の分析

れる社会的背景の分析

- (4) 公共性概念をふまえたWLBを構成する下位概念の分析
- (5) 時間配分にみる地域・市民活動者のWLBの分析

## 3. 研究の方法

- (1) WLBに関する政策の整理

1990年代をWLB政策の前史、2000～2006年を創成期、2007年を発展期、2009年9月以降を政権交代後の時期と4つの時期に分けて、WLB政策の動向を整理した。

- (2) WLBに関する先行研究の分析

主として2000年以降に発表されたWLBに関する先行研究を基に、WLBの定義や分析視角などの整理を通じて、WLBの理念とWLBの実証研究の特徴を分析した。

- (3) 公共性概念をふまえたWLB論が求められる社会的背景の分析

公共性概念をふまえたWLB論の展開が必要とされるようになった背景を、生活の社会化論と個人化論、福祉国家の危機論、社会的排除／包摂論から整理をした。

- (4) 公共性概念をふまえたWLBを構成する下位概念の分析

公共性概念をふまえたWLB概念を検討するため、その下位概念である「エンパワーメント」「ディーセント・ワーク」「新しい公共」について、先行研究に基づき検討をおこなった。

- (5) 時間配分にみる地域・市民活動者のWLBの実態

総務省統計局「社会生活基本調査（以下、社基調という）」の二次データを活用し、時間配分の視点から地域・市民活動者のWLBの実態について分析した。地域・市民活動者のデータとして、社基調のボランティア活動を行っている者を用いた。

## 4. 研究成果

- (1) WLBに関する政策の分析

WLB施策前史では、少子化施策と男女共同参画施策として、仕事と家庭生活の調和に関する議論が行われていた。

WLB施策創成期では、厚生労働省の仕事と生活の調和に関する検討会議、雇用政策研究会男性も育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会、内閣府の男女共同参画会議に設置された少子化と男女共同参画に関する専門委員会などが発足し、WLB施策の必要性を言及していた。

WLB施策発展期には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び行動計画が策定され、WLB施策の実践を推進していく

基盤整備が進んだ。

政権交代後の WLB 施策については、WLB の実態を把握できるよう統計の整備が進められると共に、WLB 憲章・行動指針の改定が行われた。この改訂 WLB 憲章には、ディーセント・ワークや新しい公共といった理念が盛り込まれ、以前のものよりも多様な人びとの生活を考慮する包括的な内容となった。このことは、本研究の中心的な考え方である公共性をふまえた WLB 論を後押しするものといえる。〔この内容について、研究代表者「施策からみる日本のワーク・ライフ・バランス」というタイトルで「仕事と家庭生活の両立」施策再検討研究会で報告（2011年7月4日、於椋山女学園大学）〕

#### （2）WLB に関する先行研究の分析

これまでの実証研究は子育て中の有業者世帯を対象とした研究が中心で、いわゆるワーク・ファミリー・バランス（WFB）に矮小化されており、WLB 憲章にある社会像との乖離がみられる。本研究では、公共性概念を含めた WLB の理論的枠組みの検討を目的としているが、実証研究でこのような視点のものはほとんどなかった。〔この内容について、研究代表者が「施策からみる日本のワーク・ライフ・バランス」というタイトルで「仕事と家庭生活の両立」施策再検討研究会で報告（2011年7月4日、於椋山女学園大学）〕

また、IT化やグローバル化の進展により労働の在り方が変化し、仕事と生活の間に深い亀裂が生じるようになった点、「生活の豊かさ」が一樣でないという認識が拡大し、多様な働き方に即した多様な生活の在り方が議論されるようになった点などが、WLB 論の背景にあることが示唆された。

#### （3）公共性概念をふまえた WLB 論が求められる社会的背景の分析

（2）の分析を通じて WLB が多様性をふまえた概念であるということが示唆されたように、WLB が実現した社会とは、自由な選択を尊重する社会でもある。しかし実際の社会では、仕事や生活などで不自由さを抱えており、これが WLB の実現を妨げているところがある。

また、近年の日本において、多くの人びとが格差・貧困問題を再認識するようになった。格差・貧困問題は、所得など富の配分の問題だけでなく、教育や就労へのアクセス、人間関係などの保有している資源の不平等な配分に起因するものである。このような不平等な資源配分は、不自由さ同様に WLB の実現を妨げているところがある。

したがって、市場を超えた領域が有している「公共性」の再評価、社会的排除の予防などといった社会全体のありようについて分析することは、多様な人びとを対象とする WLB の理論的枠組みの構築にとって重要であ

るといえる。

#### （4）公共性概念をふまえた WLB を構成する下位概念の分析

##### ① エンパワーメント

社会的弱者を対象とした社会運動のなかで論じられた概念だが、第四回世界女性会議以降、すべての人を対象とするエンパワーメントが求められるようになった。結果、個人的・心理的なエンパワーメント論が台頭し、エンパワーメントの非政治化やエンパワーメント格差の問題が指摘されるようになった。この中で WLB 論が展開されていくと、一部の者しか対象者とならず、社会的排除の拡大などの社会問題との接点が薄れてしまう懸念がある。エンパワーメントをしていく人間像とは、個人同士、あるいは社会に対して働きかけるという価値を有する者であり、個人の WLB とそれが実現できる社会像とをつなぐ概念になりうる。

##### ② ディーセント・ワーク

ディーセント・ワークとは、1999年にソマビア ILO 元事務局長が提起した概念で、「まともな労働」などと訳される。ディーセント・ワークを実現するには、ディーセント・ワーキング・タイム、つまり、「健康的で、家庭に配慮し、男女平等を推進し、生産性を向上させ、労働者が自分の働く時間を選択できる労働時間制度（Jean-Yves Boulin et [2006] “Decent Working Time: New Trends New Issues” OECD）の確立が求められる。この考え方は WLB 論にも不可欠なものである。

##### ③ 新しい公共

これまでの WLB 論は、公共性概念が弱く、個人の職業生活と子育てや介護といった家庭生活とのバランスの議論が中心であった。そこに民主党政権は、「新しい公共」推進施策という形で、WLB 論にも影響を与えた。

民主党政権の「新しい公共」とは、これまで「官」が中心となって提供してきた公共サービスについて、市民、NPO、企業なども積極的に公共的財・サービスの提供主体となるため、身近な分野について、共助の精神を育み、「新しい公共」を支える多様な担い手づくりをおこなうというものである（内閣府（2011）『新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン』、一部表現を報告者が修正）。そのため、民主党政権における「新しい公共」とは、公共サービス事業を行う民間の活動を推進するものであり、社会運動体的な側面も含めている。

WLB の実現にとって、前者の公共サービス事業の担い手として民間組織を拡大することは重要であるが、長労働時間に強いられていたり、長期失業をはじめ安定した就労から閉ざされているたりする者への支援は、社会運動を通じて課題や支援内容の把握を行ったりすることも必要である。したがって、こ

のような公共性概念を包含するWLB概念を形成は、すべての人にとってのWLB実現にとって重要といえる。

#### (5) 時間配分みる地域・市民活動者のWLBの分析

これまで十分に蓄積されてこなかった公共性概念をふまえたWLBの実態を把握するため、地域・市民活動者のWLBを分析した。

本研究でいう地域・市民活動者とは、フォーマル、インフォーマルに関わらず、また、直接的な財・サービスの提供にとどまらず、運動体的な活動も含めて、生活の質を向上するような共助の活動を行っている者を指すが、分析に用いた社基調の「ボランティア活動」の定義は、このような内容と異なっている。つまり、社基調の「ボランティア活動」とは「報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動」のことであり、「もっぱら他人や社会のため」に行うもので、「自分を含む社会のための活動」の色彩が強いものは除かれている。そのため、婦人活動、青少年活動、消費者運動、市民運動、宗教活動、政治活動、権利主張や政策提言型の運動は含まれていない。しかし、全国的な地域・市民活動者の生活時間データは、存在しないため、社基調のボランティア活動者を代替変数として用いることとした。

分析の結果、性別・ボランティア活動の有無別で1日の時間配分の特徴をみると、男女とも、ボランティア活動者は非ボランティア活動者と比べ、睡眠時間や消極的余暇時間が短く、積極的余暇時間が長いという傾向があった。また、男性は、ボランティア活動者が、非ボランティア活動者よりも家事労働時間が長いなどの傾向がみられた。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文] (計3件)

- ① 鈴木奈穂美, 釧路市の自立支援プログラムと社会的排除/包摂概念, 専修大学社会科学研究所月報, 査読無, No. 582, 2011, pp. 36-58
- ② 鈴木奈穂美, ワーク・ライフ・バランス論における公共性概念の位置づけ, 専修大学社会科学研究所月報, 査読無, No. 570, 2010, pp. 2-17
- ③ 鈴木奈穂美, エンパワーメント概念の潮流と戦略的エンパワーメント政策の弊害, 専修大学人文科学研究所月報, 査読無, No. 246, 2010, pp. 1-13

##### [学会発表] (計2件)

- ① 鈴木奈穂美, ジェンダーアプローチからみるボランティア活動者の時間配分, 経済統計学会第55回全国研究大会, 2011年9月15日, 中央大学
- ② 鈴木奈穂美, 「生活の社会化」論における「生活の互助化」概念の再考と地域活動者のエンパワメント, (社)日本家政学会第62回大会, 2010年5月30日, 広島大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

鈴木奈穂美 (SUZUKI NAOMI)  
専修大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 10386302

##### (2) 研究分担者

( )  
研究者番号:

##### (3) 連携研究者

( )  
研究者番号: